

質疑・回答書

件名：民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務の簡易公募型プロポーザル

質疑事項	回 答
<p><b>1. プロポーザル説明書 P. 4</b> <b>5 (2) ア (イ) 納税証明書</b> 添付する消費税及び地方消費税の納税証明書は未納の無いことを証明する「様式その3の3」でよろしいでしょうか。</p> <p><b>2. プロポーザル説明書 P. 9</b> <b>9 (1) ア ヒアリングの実施</b> 「説明書 9 技術提案書の特定方法等(1)-ア ヒアリングの実施」と記載がありますが、ヒアリングへの参加人数・プロジェクトなどを使用してヒアリングをするなど、ヒアリングの仕様について貴市で決まっていることがありましたらご教示をお願いを致します。</p> <p><b>3. プロポーザル説明書 P. 10</b> <b>12 委託業者選定審査委員会</b> 委託業者選定審査委員会の委員には、学識経験者等の外部審査委員が含まれていますでしょうか。</p> <p><b>4. 別紙5 評価要領 P. 1</b> <b>1 業務実施条件(5)</b> 「別紙5 1 業務実施上の条件(5)(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。)」との記載がありますが、追加した担当者・業務分野に関して、評価(加算・減点対象になるなど)の対象になるのでしょうか。ご教示をお願いを致します。</p>	<p><b>1.</b> 貴見のとおり、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明として、納税証明書「その3の3」を使用できます。</p> <p><b>2.</b> 技術提案者として選定された者に対し、7月下旬に、ヒアリングの詳細について通知を予定しています。</p> <p><b>3.</b> 委託業者選定審査委員会の委員には、学識経験者等の外部審査委員は含んでいません。</p> <p><b>4.</b> 新たな分担業務分野を追加した場合、当該分野の技術者の評価は行わないことから、別紙6「技術提案書の提出者を選定するための基準」の評価対象とはなりません。 一方で、別紙7「技術提案書を特定するための基準」の「業務の実施方針」の「業務の取組体制」等が評価されることは考えられません。</p>